

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号八及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第●●号。以下「レバレッジ比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p>

第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫  
法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以  
下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資  
本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が  
別に定める事項（直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己  
資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事  
項及び単体レバレッジ比率（レバレッジ比率告示第五条に規定する  
単体レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする  
。

〔2～5 略〕

6 第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事  
項とする。

- 一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
- 二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた  
原因（当該差異がある場合に限る。）
- 三 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（第一面に限る。）  
により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事  
項）

第三条 規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の  
状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める  
事項（直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三

第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫  
法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以  
下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資  
本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が  
別に定める事項（直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己  
資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示  
事項とする。

〔2～5 同左〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事  
項）

第三条 規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の  
状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める  
事項（直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三

十日までの期間をいう。以下この条において同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

[2～4 略]

五 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率(レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。))に関する開示事項とする。

[2～5 略]

十日までの期間をいう。以下この条において同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

[2～4 同左]

[項を加える。]

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率(自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。))に関する開示事項とする。

[2～5 同左]

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（第二面に限る。）により作成するものとする。

（四半期の開示事項）

第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～九 略〕

± 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

±<sub>二</sub> 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

±<sub>三</sub> 単体レバレッジ比率に関する事項

±<sub>三</sub> [略]

±<sub>四</sub> [略]

±<sub>五</sub> [略]

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。）により、同項第八号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十五号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号（第一面に限る。）

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

（四半期の開示事項）

第六条 [同左]

〔一～九 同左〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

± [同左]

±<sub>二</sub> [同左]

±<sub>三</sub> [同左]

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。）により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号により、それぞれ作成するものと

<p>により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第五号（第二面に限る。）により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>する。</p> <p>3 [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	